

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第 199条第12項及び第 252条の38第 6 項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年10月11日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(報告書 39～45 ページ)</p> <p>2.1 補助金等の見直しに関するガイドラインの策定</p> <p>＜総括的意見＞</p> <p>長野市は、第四次長野市総合計画後期基本計画の施策及び主要な事務事業に係る行政評価の一環として補助金等についても合わせて見直しを行っている。しかし、全ての補助金等が定期的な周期に基づいて一律に見直されているわけではないため、補助金等の見直しに関するガイドライン等を策定して、定期的な補助金の見直し体制をより効果的なものとするのが望まれる。なお、補助金等の見直しに関するガイドラインを設定する際には、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 基本的な視点</p> <p>補助金等の見直しにあたっては、以下のような基本的な視点から見直しが行われる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付の対象となる事業、団体等の活動は、市や社会の公共の利益となるか ・ 交付の対象となる事業、団体等の活動は、より広い地域、多くの市民に還元する内容か ・ 補助金等の事業の目的や内容は社会情勢に合致しているか ・ 交付の対象事業の目的や内容から判断し、市が関与すべきか ・ 補助金等がなければ事業を実施できないか ・ 交付に対し適切な目標が設定され、具体的な成果が把握されているか ・ 補助金等の制度の内容、実績、効果等が市外部へ適切に公表されているか ・ 効果の観点から、整理、見直しをすべきものはないか ・ 補助金等の算定や対象経費が明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、妥当であるか ・ 補助金等の交付先の選定が他団体や市民との間で公平であるか ・ 補助金等の交付先が特定の個人や事業者に偏っていないか 	<p>補助金等の効果の最適化を図るために、その見直しにあたっての考え方を示す、補助金等の適正化ガイドラインの策定を検討する。</p> <p>なお、全ての総括的意見を踏まえ、ガイドラインの内容を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(行政管理課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(2) 運営費補助から事業費補助への移行 補助金等の交付にあたっては、事業費を対象にし、事業計画に基づいて、事業目的の達成に政策的な必要性が認められる場合に補助金等が交付されることが望まれる。事業費補助にすることで、補助の効果、必要性の検証が可能となる。そのため、運営費補助事業については事業費に対する補助への切り替えを進めていくことが必要である。</p> <p>(3) 終期設定（サンセット方式）を行う 補助等が長期間にわたる場合、当初の交付目的が希薄化している場合や既得権化等の様々な課題が発生することが想定される。そのため適切な見直しを適時実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。ガイドラインにおいては、原則としてすべての補助金等に終期設定を行うことで所管課において自己検証を行う体制を構築することが望まれる。また、国等の補助事業が終了した場合の取り扱いも明確化する必要がある。</p> <p>(4) 利用者の視点に立った補助金等の整理・統合の推進 目的や内容が重複・類似する補助金や関連する補助金は、交付先となる市民・団体の申請・実施結果報告等の手続きの簡素化・省力化の観点から整理・統合を行い、利用者の視点に立った補助金制度とすることが望まれる。また、行政の事務の効率化・迅速化の観点からも、関連する補助金等の整理・統合が望まれる。</p> <p>(5) 補助金等の交付先の財政状況の検討 補助金等の見直しにあたっては、交付先の団体等の財務状況について、補助金等に依存する構造になっていないか、交付した金額以上の繰越金や内部留保など余剰資金を有し自主財源での継続的な事業実施が可能ではないか、団体等が自立性を高めるための取り組みを行っているか等を把握し、補助等の必要性について検討することが望まれる。財政状況の検討においては、特に、単年度の収支のみではなく、内部留保にも留意する必要がある。</p>	

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(6) 事業効果の検証 補助金等の見直しにあたっては、補助事業の評価に適切なアウトカム指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施することが望まれる。事業の有効性・効率性等を検証し、PDCA サイクルを回すことが必要であるため、成果指標は、アウトカム指標によって設定されるべきであり、特に、アウトプットとアウトカムは明確に区別する必要がある。また、少額の補助金等については、費用対効果の観点からその意義が乏しいことも想定されるため、積極的に見直しを行うことが必要である。</p> <p>(7) 補助金等の見直しの仕組み 補助金等の見直しにあたっては、所管課において補助金等事業評価シートの作成を行いながらガイドラインに示された各種基準に照らして補助等の在り方や見直しの方向性を検討するとともに、評価担当部局及び外部委員による評価を行うとともに、次年度予算に反映させるといった仕組みが構築されることが望まれる。</p> <p>(8) 検証機会の確保 補助金等について、社会情勢などの外部環境の変化に適応した制度としていくために検証機会が確保される必要がある。原則としてすべての補助金等に対して終期の設定(サンセット方式の確立)をすることにより、必然的に検証機会が確保されることになる。終期設定がされていない補助金等がある場合は、当該補助金等に対しても検証機会を確保することが望まれる。</p>	

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>2.2 社会情勢の変化への対応 太陽光発電の普及、北陸新幹線開通、下水道整備等の社会資本の整備の進展により、役目を終えつつある、または、平均寿命の高齢化が進み、「高齢者」が社会通念上の「長寿」ではなくなってきているといった社会情勢により、課題が変化している事業に対して、当初の目的のままで、補助金等を交付している例がある。 ＜総括的意見＞ 社会情勢の変化に対応し、終期を検討するか、交付条件を見直す必要がある。</p> <p>2.3 市が本来負担すべきか検討を要するもの 市の事業を専門家に依頼する場合において、その専門家に対して報酬を支払っているにもかかわらず、専門家団体の事務経費に補助金を交付している例がある。このような経費は専門家への報酬を財源とする会費で賄うべきである。 保険料等で本人負担分と市負担分が制度として区分されているにもかかわらず、本人負担までも市が負担している例がある。 ＜総括的意見＞ 市が補助する意義を確認し、補助金等を交付する必要性を検討することが望まれる。</p> <p>2.4 繰越金が過大等 補助金等を上回る繰越金を有している団体、又は、経営が安定化している団体へ補助金等を交付している例がある。 ＜総括的意見＞ 補助金等がなくともあるいは減額しても事業の遂行は可能であること、また、公益団体であっても補助金等の交付額は事業年度ごとに必要最小限であるべきであり、設備更新等の必要な場合はその都度査定して補助金額を決定することで対応可能であることから、補助金等の交付金額を精査することが望まれる。</p>	

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>2.5 交付先の補助金等の対象支出経費の明瞭化</p> <p>交付先の支出内容の一部に一括渡し切りのものがあり、支出内容が不明瞭な例がある。また、対象経費が目的適合性に疑問のある例がある。</p> <p><総括的意見></p> <p>明確な支出内容の報告を求め、適切な事業に補助金が使われているか検証すべきである。</p> <p>2.6 補助対象事業・経費が広範囲</p> <p>補助対象事業、補助対象経費が広範囲となっており、審査での裁量の幅が大きく予算消化的に使用される可能性がある。</p> <p><総括的意見></p> <p>交付対象事業・経費が広範囲に及ぶものについては、制度導入当初は一定の効果が認められるが、長期に及ぶと予算消化的に使われる可能性がある。このような補助金は終期について検討し、補助金制度開始から一定期間経過後に補助の効果が認められる事業は、個別の補助金で対応することが望まれる。また、支出内容が類似の補助金とのすみわけが必要である。</p> <p>2.7 補助金等の上限額設定</p> <p>事業計画及び長野市補助金等交付規則に基づき交付しているのみで、具体的な交付要綱がないため、または交付要綱は制定されているものの内容が不足しているため、予算編成や執行の課程で交付金額を設定しており裁量の幅が広い。</p> <p><総括的意見></p> <p>交付要綱を制定し、目的、交付対象事業費の範囲、補助金額の算定方法及び上限額を設定すべきである。</p>	

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>2.8 補助金等の統合 限定された特定の事業者に対して複数の補助金を交付しているもの、あるいは同様の目的に対して類似の補助金等が並列しているものがある。 <総括的意見> 事務の効率化の観点から、同じ目的を持つものについては一元的に交付要綱を制定し、これに基づいて交付がなされるよう検討すべきである。</p> <p>2.9 公平性の確保 人口の大小にかかわらず、地区ごとに一律補助金上限額が設定されているもの、平成の合併地区（中山間地域）に経過措置として補助金等が交付されているが、昭和時代の合併地区（中山間地域）には交付されていないものがある。 <総括的意見> 一律に均等額を交付している補助金等については均等割と人口割の併用、合併の経過措置として存続している補助金等についてはその効果を測定し存続又は廃止の検討を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(行政管理課)</p>	

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.0.1 支所発地域力向上支援金 (報告書 49 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○終期の設定</p> <p>本補助金の対象となる事業の目的は「保健及び福祉の充実」、「教育及び文化の振興」、「安全及び安心の実現」、「環境の保全及び景観の形成」及び「その他地域の活性化及び課題の解決」と非常に広範囲である。実施事業には「地域活性化型」と「課題解決型」がある。</p> <p>「地域活性化型」は新規イベントの立ち上げ等があり、「課題解決型」については除雪機、AED 等の物品購入、イベント用品等の補修等がある。</p> <p>本補助金は地域の抱える多種多様な課題の解決に貢献するものであり、制度を開始してから平成 28 年度でまだ 3 年目であることから本補助金の必要性は高く、今まで補助の対象とならなかったり、資金がなくて実施できなかった団体が事業を実施できるようになってきている面では一定の効果が認められる。</p> <p>しかし、課題解決型については時の経過とともに緊急性のある優先度の高い課題は減少し、優先度の低い課題や従来から継続しているイベントに補助金が向けられ、予算消化的に補助金が使われる可能性がある。</p> <p>市の優先政策を効果的に実行するためには、運営による裁量をできるだけ排除し、目的及び補助対象事業を明確にした個別の補助金をもって対応すべきである。よって、本補助金の開始から一定期間経過した段階で、地域活性化に有効な事業は個別の補助金をもって対応・継続し、目的が広範囲な本補助金制度の終息時期を検討することが望まれる。</p> <p>○予算配分の公平性</p> <p>予算配分が人口に関係なく各地区一律 50 万円であり、均等割と人口割を併用するなど人口に応じた予算設定の検討の余地がある。 (地域活動支援課)</p>	<p>支所長の権限強化の一環として事業を開始し、3 年目となるが、地域の抱える課題は多種多様であり、地域に適した手法で解決を図る取り組みに対する支援策である。</p> <p>支所長及び住民自治協議会が地域の活性化に繋がる事業か否か事業内容で判断、選考しており、今まで補助の対象とならなかったり、資金がなくて実施できなかった団体や事業が実施できるようになっている。</p> <p>イベント等についても、地域内での交流、コミュニティの醸成が図られ、地域に伝わる行事、史跡の伝承・保存などに繋がるもので、地域を活性化させるひとつの手段として必要とされているものでもある。</p> <p>今後、他の補助制度で申請可能なものはその制度を優先するよう指導を続けていくが、地域の活性化に向けた効果的な制度とも考えているので、当面は継続していきたいと考えている。</p> <p>地域力向上に向けて、地域に根ざした様々な団体等が創意工夫を凝らし、人口や地域面積だけでなく全地区平等に支援することが必要と考えているが、全地区で不公平感がないよう今後検討・検証していきたいと考えている。 (地域活動支援課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.0.2 ながのまちづくり活動支援事業補助金 (報告書 51～52 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○終期設定の検討</p> <p>「まちづくり」の定義は狭義の「行政主体の都市計画」から広義の「住民主体の生活環境の整備、コミュニケーションの増進」に変わりつつある。要綱上「まちづくり」の定義を広義に解釈し「地域課題解決」に向けた「市民公益活動」とし、活動の対象は広範囲となっている。これに対して市では平成 27 年度から優先政策に適合したテーマを設定し、活動を支援している。しかし、市の優先政策に関する活動については、有効性の面から明確な目的をもった個別の補助金で対応し、運用面での裁量の余地をできるだけ制限すべきであり、このような広範囲な目的をもった補助金については今後の存続の可否を検討すべきである。</p> <p>(地域活動支援課)</p> <p>3.0.3 U ターン促進多世代住宅建設補助金 (報告書 54 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○制度の周知について</p> <p>本補助金は「長野市中山間地域空き家改修等補助金」とともに、中山間地域へのUターン及び市外転入を促進し、中山間地域の活性化を図るための制度である。その利用は平成 27 年度において 1 件と少ない。中山間地域の産業振興、子育て支援と合わせ中山間地域の魅力について内外に発信し、効果を上げることが期待される。</p> <p>(住宅課 (人口増推進課))</p> <p>3.1.1 長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金 (報告書 57 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○他の補助金との統合</p> <p>長野市社会福祉協議会に対する補助金は、本補助金のほか「社会福祉協議会補助金」がある。補助対象先が同一であるため事務の効率化の観点からは、要綱を改正の上、社会福</p>	<p>本事業の目的は、市民公益活動が更に活発になるよう、行政による均一なサービスだけでは解決できない、複雑化する様々な地域課題の解決を自発的に行なう市民公益活動団体を育成・支援するものであり、広範囲な目的は持っていない。</p> <p>しかし、解決を図るべき地域課題は、価値観やライフスタイルの多様化により、多岐にわたっていることから、支援対象となる市民公益団体の事業内容は広範囲となっているが、他部局の事業に関わる活動については、審査段階で担当課から意見を求め調整を図っている。</p> <p>なお、本事業については、様々な人や組織による協働がより一層活発に展開されるよう、制度の見直しを含め検討していく。</p> <p>(地域活動支援課)</p> <p>制度の周知については、「長野市中山間地域空き家改修等補助金」と同様、今後も移住・定住促進専用ホームページのほか、東京等で開催している移住セミナーや関連イベント等あらゆる機会を捉え、中山間地域をはじめ本市で暮らすことの魅力を市内外に向けて積極的に発信していく。</p> <p>(人口増推進課)</p> <p>在宅介護者リフレッシュ事業は、特定の企業からの寄付金の運用益を原資に、長野市社会福祉協議会が実施している事業で、不足分を長野市が補助金交付している</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>祉協議会補助金で対応することを検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）</p> <p>3.1.2 老人クラブ補助金 （報告書 60～61 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○精算払いの採用 会員割額分について概算払いを行っているが、支給総額が一団体あたり数万円と少額であることから、事務の効率化や振込手数料の負担面からは非効率となっている。市老連と協議において、精算払いとすることについて検討が望まれる。</p> <p>○国庫補助金の対象化 長野市老人クラブ連合会を対象として、市老連活動促進事業（賃金補助）に対する国庫補助制度があり、1/3 を対象とすることができる。しかし、当該制度を利用するに当たっては、就業規則、給与規定、雇用契約書、出勤簿、賃金明細書等の適切な整備・運用が求められている。現在は、国庫補助の対象となっていないため、書類管理の徹底など市として適切な指導を行い、今後、国の補助金の対象としていくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）</p> <p>3.1.3 敬老祝事業補助金 （報告書 63 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○対象年齢の見直し 記念撮影事業の対象者は 77 歳及び 100 歳であり、敬老祝事業の対象者は 88 歳及び 100 歳となっている。近年、平均寿命が延び高齢化が進み平均寿命が記念撮影事業の対象者である 77 歳を超え、対象者数は増加傾向に</p>	<p>ものである。そのため、当該事業への補助金充当を明確にする必要があることから、単独での交付が適当であるとの検討結果となった。</p> <p>なお、長野市社会福祉協議会への補助金は複数の課から複数の事業に対して交付しており、総合的な検討が必要であると考え。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）</p> <p>会員割額分の概算払いについては、単位老人クラブが活動を行うにあたり、活動資金が必要なことから行っていたものであったため、国庫補助対象分を含むすべての単位老人クラブに対し行っている。</p> <p>単位老人クラブの理解が得られれば、一律に精算払いすることも可能であると考えるので、長野市老人クラブ連合会と協議を行い、平成 29 年度に検討を行うことで改善を図る。</p> <p>市老連活動促進事業補助金に対する国庫補助事業を申請していなかったことは、書類管理が徹底されていなかったため、国庫補助制度である市老連活動促進事業（賃金補助）を利用できるよう、平成 29 年度に市老連に対し賃金の取扱や書類整理等の指導を行っていくことで改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）</p> <p>高齢者写真撮影事業は、長野市営業写真館協会が行っている事業に対し補助金を交付する事業であり、77 歳及び 100 歳の撮影対象年齢については同協会が独自に決めているが、平均寿命の延伸による対象者数の増加を踏まえ、平成 29 年度において市としての方針</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ある。当初の昭和 47 年度は補助額 15 万円であったが、利用者の増加を受け長野市営業写真館協会と協議をし、改定を行ってきた。直近では、平成 15 年度に 250 万円から 300 万円に改定しており、今後も対象者数及び実績の増加により補助金額の増加が想定される。</p> <p>近年では、事業を廃止している団体（神戸市等）や大幅に事業費を削減している団体（大津市、千葉市、福島市等）もあり、長野市においても近年、複数回の事業見直しを行っているところである。</p> <p>平成 22 年に厚生労働省が発表した長野市の平均寿命が、男性 81.1 歳、女性が 87.2 歳であること等を踏まえ、今後、記念撮影事業の対象年齢等について再度見直しをしていく必要がある。</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>3.1.4 短期入所行動障害児等援護事業補助金 (報告書 66 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○要綱の交付条件見直し</p> <p>平成 26 年度に要綱を改正し対象を拡大したところ、補助対象者数は増えたが想定より障害者の利用割合が大きくなっている。担当課では、障害者については地域移行に基づき、グループホームや施設入所に移行する方向性のため、要綱の趣旨に鑑み、障害児 7 割、障害者 3 割程度が適当と考えている。現状、平成 28 年度は、強度行動障害者（児）の短期入所利用泊数を 810 泊として目標を設定している。事業の成果の指標としては、障害児 7 割、障害者 3 割を前提とすると、障害児 567 泊、障害者 243 泊となるため当該数値を目標として事業を運営し PDCA サイクルによる見直しを行うことが望まれる。</p> <p>現在、障害者の受け入れについては、要綱に規定する障害者を受け入れられる「止むを得ない理由」により行っている。そのため、平成 28 年度の実績を受けて、要綱の見直しを行い担当課が目標とする障害児 7 割、障害者 3 割程度の水準達成に向けた対応が望まれる。</p> <p>(障害福祉課)</p>	<p>の検討を行い、長野市営業写真館協会との協議を行うことで改善を図る。</p> <p>(高齢者福祉課)</p> <p>交付要綱の見直しについては、平成 28 年度、29 年度の実績を踏まえ、短期的には強度行動障害者を受け入れする「止むを得ない理由」の定義を見直し、長期的には障害者の受け入れに特化した新たな補助制度の構築を検討し、平成 30 年度以降の制度改正に向けて見直しを図る。</p> <p>(障害福祉課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか（ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金） （報告書 68～69 ページ）</p> <p>（指摘事項）</p> <p>○必要書類の整備 社会福祉法人の助成の手続に関する条例第 2 条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、平成 27 年 6 月 12 日の「ながのコロニー（ワークサポート篠ノ井、ハートフル五明）移転改築事業元利償還金補給補助金申請書」において理由書、財産目録及び貸借対照表の添付がないため、条例に基づく書類の徴求が求められる。</p> <p>（意見）</p> <p>○経営安定化の定義 経営難に陥っていた法人の身体障害者福祉工場等就労継続支援施設の経営安定化を図ることを目的として同補助金を設定している。現状では、長野福祉工場に関連する事業に関する経営は依然として赤字であるものの、社会福祉法人ながのコロニー全体で見ると資金収支差額合計は 27,501 千円と黒字となっている。また、全社での黒字額は、交付された補助金額 18,074 千円を上回り、当期末支払資金残高も 459,530 千円と多額に計上されている。法人全体の経営状態は補助協議当時と比べ改善はしているものの、経営の安定化が見込める状況について明確な定義づけがされていないため、補助の必要性についての判断がなされていない。経営の安定化が見込める状況について定義を定め、法人の経営の安定化を踏まえて補助金の見直しを検討していくことが必要である。 （福祉政策課）</p>	<p>必要書類の整備については、徴求漏れであったため、法人に提出を求めることで改善を図った。 （福祉政策課）</p> <p>経営安定化の定義については、平成 30 年度以降の補助金額の協議の中で見直しを検討していく。 （福祉政策課）</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか（社会福祉法人長野市社会事業協会） （報告書 72 ページ） （指摘事項）</p> <p>○必要書類の整備 社会福祉法人の助成の手続に関する条例第 2 条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、財産目録及び貸借対照表を徴求していない。</p> <p>（意見）</p> <p>○団体の収支の状況からの補助金の必要性 長野市社会事業協会の平成 27 年度決算は資金収支事業活動収入で前年比 57,304 千円増収となるなど、収入面、財務面で安定をみせている。一方で、協会本部経費（理事長 1 人、正規職員 3 人、嘱託職員 3 人の人件費の一部）の補助として、平成 27 年度は平成 24 年度長野市運営費補助金額（28,481 千円）の 30%減の額（19,937 千円）を交付している状況（毎年 10%ずつ減）にある。協会の現在の財政状態、経営状態を考慮すると、運営費補助の必要性が乏しいことから、運営費補助金については平成 33 年度を待たず廃止することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課）</p> <p>3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか（社会福祉法人長野市社会福祉協議会） （報告書 75～76 ページ） （指摘事項）</p> <p>○必要書類の整備 社会福祉法人の助成の手続に関する条例第 2 条において、社会福祉法人が市の助成を申請しようとするときは、申請書に理由書、助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書、財産目録及び貸借対照表、その他市長が必要と認める書類の添付が求められているが、財産目録及び貸借対照表</p>	<p>必要書類の整備については、徴求漏れであったため、法人に提出を求めることで改善を図った。 （福祉政策課）</p> <p>団体の収支状況からの補助金の必要性については、平成 28 年 8 月に法人と再協議を行い、平成 29 年度以降の補助金額は、現在の補助予定額（平成 24 年度長野市運営費補助金額：28,481 千円から毎年 10%ずつ減額した金額）をさらに 50%減額するとともに、平成 31 年度をもって廃止することとした。 （福祉政策課）</p> <p>必要書類の整備については、徴求漏れであったため、法人に提出を求めることで改善を図った。 （福祉政策課）</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>が徴求されていない。</p> <p>（意見）</p> <p>○減額の検討</p> <p>法人全体の次期繰越額及び純資産額の水 準、当該補助金の交付対象（法人運営事業も 含む。）である地域福祉活動拠点区分の純資 産額の水準から、現状では補助金額を大幅 に超える純資産額がある。純資産のうち、ボラ ンティア活動振興基金やふれあい福祉基金 は寄附金等を財源としており、基金の目的と 一致する事業には基金の活用が可能である ことから、補助金の減額も検討の余地があ る。今後、基金の活用も含めて、事業者と補 助協議を進めていくことが望まれる。</p> <p>○法人運営事業費の多事業費への配賦</p> <p>法人運営事業は、社会福祉事業の地域福祉 活動拠点に含まれているが、その他の拠点や 公益事業を含めた法人運営を行っているも のである。そのため、人件費等については、 他事業においても負担すべきものであり、他 事業の収支差額では充当しきれない分につ いて補助すれば足りるものである。現在、社 会福祉事業に計上されている法人運営費に ついては、公益事業に配賦するとともに、社 会福祉事業の中でも児童館・プラザ拠点、共 同募金事業拠点、介護保険事業拠点等に配賦 を行ったうえで、自主財源のない社協独自事 業に要する経費として補助を行うことが望 まれる。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課）</p> <p>3.1.8 飲料水供給施設等改修事業補助金 （報告書 78 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○小規模水道施設に対する自立促進</p> <p>合併前の信州新町及び中条村において交 付していた小規模水道の維持のための補助 金で、平成 31 年度で終了する予定である。 小規模水道の維持に当たっては、当該地域の 経済的負担は大きく、格差是正という観点か らは意義があるといえるが、新市町村合併特 例交付金が支給される平成 31 年度で補助金</p>	<p>減額の検討については、法人運営事業費の他事業費 への配賦とともに、平成 30 年度以降の補助金額の協 議の中で見直しを検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課）</p> <p>法人運営事業費の他事業費への配布については、減 額の検討とともに、平成 30 年度以降の補助金額の協 議の中で見直しを検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課）</p> <p>本事業の実施に当たっては、信州新町地区では毎年 度対象組合を招集して本事業の概要、当年度の事業申 請方法、翌年度の事業希望等について説明を行い、併 せて事業終了後の自立についても説明を行っている。 中条地区については対象組合が少ないため毎年度説 明会は行っていないが、支所を介して事業終了後の自 立について説明を行っている。</p> <p>今後も対象組合には説明を継続し、独立した運営を</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>を終了することができるよう、各小規模水道施設に対して引き続き説明し、自立を促していくべきである。</p> <p style="text-align: right;">（食品生活衛生課）</p> <p>3.2.1 太陽光発電システム普及促進事業補助金</p> <p style="text-align: right;">（報告書 82 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○終期等の設定</p> <p>国の補助金が平成 25 年度に廃止され、それに連動して地方自治体の補助金についても改廃が進む中、長野市地球温暖化対策地域推進計画（平成 26 年 4 月改定）にある当面目標（平成 28 年度までに 9,600 件、38,000kW）を平成 27 年度において、既に出力では達成している状況である。</p> <p>また、太陽光発電パネルの価格は下落傾向にあり、反面電気料金は上昇傾向にあることから、家庭での採算性は向上傾向にある。</p> <p>以上を踏まえると、同補助金の廃止や、終期の設定等、改廃について検討すべきと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（環境政策課）</p> <p>3.2.2 太陽熱利用システム普及促進事業補助金</p> <p style="text-align: right;">（報告書 85 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○補助金額の見直し</p> <p>補助金が開始された平成 24 年度以降、太陽熱利用システム導入コストは自然循環型が約 4.6%、強制循環型が約 4.9%下がっているが、交付要綱は補助金開始以降、見直されていない。補助金の対象経費となる、太陽熱システム導入コストの変動を勘案し、補助金額の見直しを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（環境政策課）</p>	<p>行っていけるよう促していく。</p> <p style="text-align: right;">（食品生活衛生課）</p> <p>平成 28 年 5 月に国が策定した「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスを平成 42 年度に平成 25 年度比 26%削減する目標を定めており、また、目標達成に向け家庭部門において排出量を約 4 割削減する必要があるとしている。</p> <p>平成 29 年 4 月に改定した「長野市地球温暖化対策地域推進計画」では、これらを踏まえ、太陽光発電システムの設置規模について新たな目標（平成 33 年度までに 53,000 kW）を立てており、当該目標の達成に向け太陽光発電システムの普及促進を今後も図っていく。</p> <p>太陽光発電システムの導入コストが下落傾向にあることから、平成 29 年度の補助金について補助単価及び上限額の減額を実施した。今後も導入コストの変動にあわせた補助金額の見直しを行う。</p> <p>さらに、導入コストの下落が今後も続き、家庭での採算性が向上する等、補助金がなくとも太陽光発電システムの普及が見込まれる時期を目安に終期の設定を検討する。</p> <p style="text-align: right;">（環境政策課）</p> <p>「住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）によれば、太陽熱利用システムを設置している一戸建住宅の数は、平成 20 年に 7,870 戸であったが、平成 25 年には 7,510 戸に減少している。</p> <p>太陽熱利用システムは、住宅で導入可能な再生可能エネルギーであり、エネルギーの変換効率が高いといったメリットがあることから、地球温暖化対策のために普及を促進する必要がある。</p> <p>一方、太陽光発電システムにおける固定価格買取制</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.2.3 産業廃棄物技術研修及び親子教室開催負担金 (報告書 87 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○市による事業結果の公表</p> <p>事業結果の公表については、現在、長野県資源循環保全協会のウェブサイト、同協会の機関紙“季刊しなの（年4回発行）”を活用しているが、廃棄物処理法では市民及び事業者の意識を市が啓発しなければならないと規定されていることから、市が主体的に当該事業の募集や結果報告について、市民へ広く公表することが望まれる。</p> <p>(廃棄物政策課)</p> <p>3.2.4 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金 (報告書 90 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○下水道に接続可能な市民への補助金</p> <p>現在、下水道の整備は概成に近づいているが、下水道に接続可能となった市民の簡易浄化槽清掃事業にも一律の補助金が支払われている。これは下水道に接続可能な簡易浄化槽利用者が、下水道に接続することなく簡易浄化槽を利用し続けることの誘因となり、多額の市費が投じられた下水道整備事業と政策的に整合していない。下水道に接続可能な市民に向けた補助金に関し、補助率の引き下げや終期設定等の方策を検討する必要がある。</p> <p>(生活環境課)</p>	<p>度のような経済的メリットを生む制度はなく、現状では、太陽熱利用システム普及促進事業補助金が導入に対する大きな誘因となるべきである。</p> <p>導入コストの下落を理由とした補助金額の減額を行えば、導入に対する意欲が下がり、補助金の効果が小さくなりかねない。</p> <p>太陽光発電システムの普及は進む一方、現状では、太陽熱利用システムの更なる普及を図る必要があるため、補助金額の減額は慎重に考える必要がある。</p> <p>導入コストに加えて、補助金の申請件数の推移や太陽熱利用システムの設置状況を考慮した上で、適正な補助金額を検討する。</p> <p>(環境政策課)</p> <p>産廃夏休み親子教室については、長野県資源循環保全協会による公表に加え、本市のホームページにおいても募集すると共に結果を掲載して広く公表する。</p> <p>(廃棄物政策課)</p> <p>下水道に接続可能な市民の簡易浄化槽清掃事業に補助金を支出していることが下水道整備事業と政策的に整合していないということについては、下水道整備途上で補助金に差を設けることは対象者の把握が困難であるという実務上の課題に加え、補助金の削減又は廃止による水質汚濁等の懸念から慎重な検討が必要と考えられる。そのため、次回の手数料見直しに併せて対応を検討してまいりたい。</p> <p>(生活環境課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.2.5 ながの緑育協会補助金 (報告書 92～93 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○要綱・要領の設定 本補助金については、交付要綱が制定されておらず、長野市補助金等交付規則にのみ基づいて交付されている。 「ながの緑育フェスタ」等、各種イベント費用が増加していることを理由として補助金額が拡大傾向にあるが、際限なく補助金額が増加することを抑制するため、補助金の上限金額や算定方法、対象経費等を規定した要綱や要領の設定について検討すべきである。</p> <p>○適切な目標設定 緑育について、目標や成果を数値として明示することは困難であると考えられるが、補助金支出額の妥当性や補助金の有効性を市民に向けて説明するためには、適切な目標及び効果測定指標が必要である。現在、本補助金は緑育マイスター養成講座受講者数を目標数値としているが、同数値は年々減少傾向にあるものの、補助金金額は増加しており、目標数値と補助金額の関係に矛盾がある。適切な目標設定について検討すべきである。</p> <p>○緑育の推進拠点 緑育は市全域において推進されるべきと考えられるが、主な事業の実施拠点は市南部に位置する篠ノ井中央公園であり、市内での不均衡が生じていると考えられる。市全域に緑育が推進されるよう、事業内容を検討すべきである。 (公園緑地課)</p>	<p>要綱・要領の設定については、交付要綱が制定されておらず、長野市補助金等交付規則にのみ基づいて交付されていたが、包括外部監査の意見をふまえ、「一般財団法人ながの緑育協会補助金交付要領」を制定することで（平成 29 年 4 月 1 日施行）改善を図った。</p> <p>適切な目標設定については、緑育マイスター養成講座受講生数を目標数値としていたが、平成 28 年度をもって、緑育マイスター養成講座が終了したため、平成 29 年度からは花と緑の登録制ボランティアクラブである「緑育倶楽部」の登録者数を、新たな目標とすることにより改善を図った。</p> <p>緑育の推進拠点については、本市における緑育の拠点を篠ノ井中央公園としているが、市全域に緑育が推進されるよう、地域公民館において開催される緑の講座や、平成 29 年から新たに始まる「～花育～学校支援プロジェクト」の支援等の事業を、市内全域を対象として実施していくよう指示した。 (公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.2.6 保存樹木樹林診断・剪定補助金 (報告書 95 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○実績と効果の公表</p> <p>補助制度の内容は市のウェブサイト等で公表しているが、補助金の実績、効果等についての公表はない。本補助金の効果を数値で表現することは困難だが、実績は「長野市行政地図情報」等を用いて公表することが可能であると考えられる。</p> <p>(公園緑地課)</p>	<p>市のウェブサイトで補助制度の内容を公表しているページに「長野市行政地図情報」のリンクを設定した。本補助金の効果を数値で表現することは困難なため、交付した保存樹木・樹林については、今後、「長野市行政地図情報」などに反映させる方向で検討する。</p> <p>(公園緑地課)</p>
<p>3.3.1 各種団体負担金・補助金（長野市道路・河川期成同盟会等補助金） (報告書 99 ページ)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>○一括渡し切り支給の経費について</p> <p>一部の治水対策委員会の平成 26 年度収支決算及び平成 27 年度収支予算書の事業費の中に、「小委員会交付金」と記載されている一括渡し切りの経費が計上されており、決算書からは使途が判別できない。小委員会は団体組織内の委員会であり、使用目的を明らかにするためにも小委員会の経費も団体の決算書に費目ごとに合算するか、小委員会の決算書も提出書類に添付すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>○補助金の使途について</p> <p>一部の治水対策委員会の決算書の支出済額のなかに渉外費（慶弔費等）という項目がある。この項目は交付要領の趣旨に照らして妥当ではない。</p> <p>また、多くの団体が総会后懇親会を開催しているが、懇親会を会費制にしている団体がある一方で、一部の団体では懇親会に係る費用に補助金が充てられている。総会及び懇親会そのものは、会員間及び国や県担当職員との情報交換を促す意味で有益であると認められる。しかし、飲食を伴う主催者の懇親会の費用（会議時のお茶代を除く。）に税金があてられることは望ましくない。懇親会を会費制によって開催している団体もあることから公平性にも問題がある。</p>	<p>団体組織内の小委員会等への一括渡し切り支給の経費について、その使途を明らかにするため、当該治水対策委員会と協議（平成 29 年 3 月 28 日）し、平成 29 年度から実績報告書の提出書類に小委員会毎の決算書を添付することで改善を図った。</p> <p>(河川課)</p> <p>香典等の慶弔費は、補助対象経費として妥当ではないため、当該治水対策委員会と協議（平成 29 年 3 月 8 日）し、平成 29 年度から収支予算書及び決算書の項目から除外することで改善を図った。</p> <p>懇親会等における飲食代（会議時のお茶代を除く。）については、出席者からの会費及び地元負担金など、長野市からの補助金以外の収入を充てるよう、各団体に通知（平成 29 年 3 月 14 日）した。</p> <p>また、補助金が目的に照らして有効に利用されるよう、補助金交付要領の見直しについても、平成 29 年度中に検討したい。</p> <p>(河川課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>懇親会費は会費又は補助金以外の他の収入で賄うこととするとともに、補助金が目的に照らして有効に利用されるよう、要領上補助対象経費を明確にすることが望まれる。 (河川課)</p> <p>3.3.2 交通安全推進団体補助金 (報告書 101 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○補助金の必要性</p> <p>市が交付する補助金の額は毎年度数十万円であるが、繰越額は平成 27 年度の時点で 10,000 千円を超えている。車両購入のため平成 28 年度の繰越額はゼロとなっているが、基本的に繰越額は補助金の額を上回っている。</p> <p>補助金の対象は地域で実施する交通安全活動に伴う経費や広報・啓発に要する物品購入・チラシ等の印刷製本費に限っており公益性は高いが、補助金がなくとも交通安全協会が活動を続けていくことは可能である。</p> <p>交付対象団体の繰越額も考慮した上で、補助金の額を検討することが望まれる。 (交通政策課)</p>	<p>繰越額について、決算書は 3 月 31 日時点の数値となっているが、本協会の定期総会が 5 月末に開催されるため、実質の繰越額は定期総会費等を差し引いた額となる。</p> <p>本協会では、運転免許証を自主返納した会員を対象に、「おでかけパスポート」に還元可能な 1000 ポイントを交付しているが、平成 29 年 3 月の道路交通法改正により運転免許証を自主返納する高齢者が増加することが見込まれ、その数は不明確である。</p> <p>上記理由により、補助金の増額を要望されているが、補助対象は広報費、啓発物品購入費、印刷製本費への交付としているため、増加が見込まれる負担等については繰越額の中から支出するよう求めた。</p> <p>交通安全・交通事故防止は地域と行政が連携して取り組む問題であり、特に交通安全啓発活動等においては地域のマンパワーを必要とするため、多くの会員を有す本協会と更に連携を深め、共に活動を推進する必要がある。</p> <p>市の責務としての交通安全の推進は、本協会の啓発活動と合致しており、現状の補助金交付は必要と考えているが、支給額については、今後の活動状況や繰越額等を考慮し、検討していく。</p> <p>(地域活動支援課) 【旧 交通政策課】</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.4.1 私立幼稚園補助金（長野市幼稚園連盟補助金） （報告書 105～106 ページ） （指摘事項）</p> <p>○補助金対象事業費支出内容の適切性 本補助金は「質の高い幼児教育の実現」を目的として、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業に対して、長野市として支援するものである。しかしながら、平成 26 年度の収支状況を調査したところ、補助金対象経費である「研修費」「振興費」「広告費」のうち、下記のとおり「振興費」と「広告費」の用途全額が目的と相容れない不適切なものであった。</p> <p>【振興費】 401 千円 振興費の用途は、出席者も限られた「懇親会」費用としての性質であることから、「質の高い幼児教育の実現」を目的とした幼稚園教諭等を対象とする研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業には該当せず、補助金の用途として適切ではない。</p> <p>【広告費】 887 千円 内容はウェブサイトのドメイン年間使用料及び雑誌広告掲載料である。いずれも園児募集を主目的とするものであり、「質の高い幼児教育の実現」を目的とした幼稚園教諭等を対象とする研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業には該当せず、補助金の用途として適切ではない。さらに、ウェブサイトについては 1 年間以上更新が停滞していることから、園児募集目的としても、有効に活用されていると言えない状況である。</p> <p>（意見）</p> <p>○長野市幼稚園連盟補助金の見直し 長野市幼稚園連盟補助金は、長野市幼稚園・認定こども園連盟の事業費（研修費、振興費、広告費）のほぼ全額を補助している（1,540 千円）。補助金交付額は 1 園当たり 55 千円（28 園）に相当している。 長野市幼稚園連盟は、長野市内における各幼稚園及び認定こども園の相互の連携と幼児教育事業の発達進展を図り、その使命の達</p>	<p>振興費と広告費の不適切な用途について、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟へ平成 29 年 6 月までに補助金の適正使用を申し入れ改善を図る。 （保育・幼稚園課）</p> <p>平成 29 年 6 月までに長野市私立幼稚園・認定こども園連盟と補助金の見直しについて協議を開始する。 研修費補助は、「質の高い幼児教育の実現」と「幼稚園教諭の資質向上」を目指し、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する全幼稚園を対象とした研修の経費に対する補助。 国は、保育士及び幼稚園教諭の資質向上を急務としてその対策に取り組んでいる。</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>成を期することを目的としている（長野市幼稚園・認定こども園連盟規約第3条）。そして、長野市幼稚園連盟補助金を交付する必要性として、長野市幼稚園・認定こども園連盟に加盟する幼稚園等に在園する児童（3歳・4歳・5歳）は約4,000人おり、市内の児童数の約4割を占めている。幼児教育を推進するために、幼稚園教諭等の資質向上に資するものとして団体が実施する研修等に必要な経費等として、私学助成を補完する意味も含め、ある程度の公費負担は必要であるとしている。</p> <p>しかし、長野市幼稚園・認定こども園連盟は、幼稚園等の職業団体であり、その運営は本来的には各々の幼稚園等の会費によって賄われるべきである。また、各々の幼稚園等に長野市私立幼稚園補助金及び長野県の私立幼稚園教育振興費補助金が交付されており、この中には教員の資質向上促進分として研修参加費の補助が含まれていることから、「質の高い幼児教育の実現」を目的とする本補助金と実質的に重複する側面もある。指摘事項に記載のとおり振興費、広告費として適切でない事業に使用されている現状も考慮すると、本補助金を交付すべきではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p> <p>3.4.6 体育協会負担金 （報告書 120 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○補助対象（交付先の支出内容）の明示</p> <p>体育協会負担金は公益財団法人長野市スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）への負担金である。スポーツ協会は競技水準向上事業、全国大会等出場選手強化基本構想プログラム、スポーツ普及・交流事業等として加盟団体42団体等に補助金を交付している。</p> <p>スポーツ協会では、ウェブサイトにおいて、協会の概要、定款・諸規定、事業計画・決算報告等が示されているものの、主な交付先団体毎の補助金等の内容、交付実績額を掲載していない。</p> <p>スポーツ協会では、加盟団体42団体等へ</p>	<p>幼稚園及び認定こども園の相互の連携と長野市全体の保育・幼児教育事業の発達進展を図るためにも、ある程度の公費負担が必要である。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p> <p>スポーツ振興事業補助金交付規程の細則である別表及び要領及び全国大会等出場選手強化事業補助金の交付要領については、平成29年3月31日以降、長野市スポーツ協会ホームページに掲載している。</p> <p>補助金交付先団体毎の交付額等をホームページに掲載することについては、掲載により各競技団体の権利利益を害するおそれがないか、検証した上で協会理事会において判断する。</p> <p>スポーツ課長は長野市スポーツ協会の常務理事を務めており、年4回（5月、10月、1月、3月）の理事会に出席し、事業の進捗状況等を確認していることから、今後も現状の確認体制を継続することにより、担当課として指導していく。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>の補助金について、スポーツ振興事業補助金交付規程、全国大会出場選手強化事業補助金交付規程及び競技団体運営強化事業補助金交付規程に基づいて交付されており、各規定についてはウェブサイトにおいて掲載されているが、スポーツ振興事業補助金交付規定の細則である別表及び要領、全国大会等出場選手強化事業補助金の交付要領については掲載されていない。別表又は交付要領、前述した主な交付先団体毎の補助金交付額等を掲載することによって市民の監視を受けることも期待できる。</p> <p>また、負担金を交付している担当課としては、スポーツ協会の予算執行状況や事業の進捗状況について、四半期ごとの報告を受けるべきであり、担当課はスポーツ協会を指導することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p> <p>3.5.1 観光まつり補助金 （報告書 124 ページ） （意見）</p> <p>○「観光まつり」の定義の見直し</p> <p>旧町村地域のまつり・イベントについては、過去の合併の際に「意向を尊重しながら調整する」「当面、現行のとおりとする。ただし、開催は実行委員会によるものとし、補助金は全市的な見直しの中で今後検討する。」とされてきた経緯がある。また、「観光まつり補助金の改革について」における「4 今後の予定」には、「補助率が極端に高いまつり（合併地区）については、対象外経費の縮減、段階的な補助金の減額等により、数年をかけて 50%以内となるよう改善を図っていただく。」と明記されている。しかしながら、最後の合併から 6 年以上と相当の年月が経過していることから、合併地区のまつりについてはさらなる見直しの時期を迎えているといえる。</p> <p>また、合併地区のまつり・イベントは地域振興的な性格のものも多くある。現行の「長野市観光まつり補助金交付要領」の交付条件を、これまでの担当課の指導でなんとか満たしているとしても、まつりの規模や地域性の観点からは、本来の「観光まつり」の姿から</p>	<p>観光まつり」の定義の見直しについては、各地区のまつりに対する考え方、これまで続いてきた継続性等も考慮した上で、慎重に検討していく必要があると考える。</p> <p>しかし、意見のように地域振興的な性格が強いと判断されても仕方がないものがあることも事実である。そのため、定義の見直しに先行して、特にその傾向が強いものについては、次回の補助金申請時に合わせ、これまでの経過、包括外部監査の意見などを地元で説明し、段階的な補助金の減額、他の補助制度の活用検討などにより改善を図る。</p> <p>また、例外的な取扱い（市長が特に必要と認める場合）を適用するケースを明確化し、安易に規定の補助率を超えることのないよう、申請者に対し指導を行う。</p> <p>他の補助金制度を利用するまつり・イベントとの連携については、補助の目的や対象者など異なる部分が多いと考えられるが、連携が現実的に可能かどうか検討する。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>は程遠いものが多いように思われる。</p> <p>公平性の観点からも、平成の合併地区のまつり・イベントだけに補助金を交付していて、過去に合併した他の中山間地域との公平性に欠けているといえる。特に、大岡地区の「ひじり三千石祭り」については 27 年度で 88.6% と極端に高い補助率となっており、規模と地域性から本来の「観光まつり」には該当しないように思われ、また公平性にも問題があるといわざるを得ない。</p> <p>以上から、本来の「観光まつり」の姿から、観光まつりの定義をもう一度見直す必要があるといえる。そのうえで、本来の「観光まつり」に該当するもの、補助率を下げっていくもの、終期を設けるもの、他の補助金制度(商店街イベント事業補助金など)の利用を促すもの、などに合併地区のまつり・イベントを仕分けることを検討すべきと考える。</p> <p>以上から、本来の「観光まつり」の姿から、観光まつりの定義をもう一度見直す必要があるといえる。そのうえで、本来の「観光まつり」に該当するもの、補助率を下げっていくもの、終期を設けるもの、他の補助金制度(商店街イベント事業補助金など)の利用を促すもの、などに合併地区のまつり・イベントを仕分けることを検討すべきと考える。</p> <p>また、現に他の補助金制度を利用しているまつり・イベントであっても、「観光まつり」として多くの観光客の誘客が見込めるものについては、担当課をまたいでお互いに連携し、相乗効果を図れないか検討していくべきである(大規模集客イベント事業補助金における善光寺花回廊ながの花フェスタなど)。 (観光振興課)</p> <p>3.5.2 松代観光戦略補助金 (報告書 126～127 ページ) (意見)</p> <p>○交付要綱の制定</p> <p>本補助金については、交付要綱が制定されておらず、長野市補助金等交付規則にのみ基づいて交付されている。一方、松代歴史文化の発信・誘客事業の補助金については、交付要綱は制定されているものの、松代地区の観光推進という点において本補助金と同様の</p>	<p>松代町には、観光関係団体が複数存在しており、それぞれの事務局体制が脆弱な状況である。当面の課題としては、事務局経費の削減と人的資源の一本化等組織の整理であると考えている。</p> <p>各団体の自主性を重んじながらも、引き続き協議を進め、方針が固まったところでご指摘にある要綱等の</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>目的を持つと考えられる。これら2つの補助金は、同じ目的を持つものとして一元的に交付要綱を制定し、これに準拠して交付がなされるよう検討すべきである。</p> <p>○事業費補助への移行 本補助金は松代観光推進機構における複数の事業をその対象に含みながらも、一括した金額で交付されており、各事業への具体的な配分は松代観光推進機構に一任されている。平成 27 年度は小中学校剣道大会事業、松代町観光貸自転車事業、エコール・ド・まつしろ倶楽部事業、松代観光推進機構事業へと配分されている。これらの事業の中には、補助金の必要性が低いと思われるものや、他の補助金制度が利用可能な事業が含まれている可能性もある。</p> <p>本補助金の目的に照らし、補助金を交付することが適切な事業とそうではない事業に仕分けし、補助金が必要な事業に対してはその事業ごとに、効果が得られるような内容で事業費補助として交付できるように、制度そのものを見直すことを検討すべきである。</p> <p>○補助金の必要性 平成 27 年度の補助金配分先のうち松代町観光貸自転車事業と松代観光推進機構事業については、繰越額が補助金額を超えており、松代町観光貸自転車事業においては特別積立金の残高も多額にある。これらの事業においては、補助金を減額しても事業が可能であると思われる。本来、補助金はその年度の事業において必要な額を交付するものであり、現在の補助率で補助金を交付する必要性が低いことから、補助金の廃止または減額を検討すべきである。</p> <p>○補助金への依存からの脱却 平成 27 年度の補助金配分先のうちエコール・ド・まつしろ倶楽部事業は、収入のほぼ全額を本補助金が占めており、補助金への依存度が高いといえる。補助金は必要最低限の金額を交付するよう、自主財源を確保し自立するように促し、段階的に減額していくことを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p>	<p>整備を検討したいと考えている。</p> <p>指摘のとおり、観光戦略補助金を松代観光推進機構に支出し、同機構から各団体の事業に配分されている状況である。前述のとおり、組織の統廃合を促しながら整理したい。</p> <p>指摘事項に関しては、松代観光推進機構に対し、指導及び指示を行った。なお、同機構の繰越金については、大河ドラマ「真田丸」関連事業で活用されており、今後は、必要最小限の繰越金になる見込みである。</p> <p>エコール・ド・まつしろ倶楽部については、前述のとおり、組織の統廃合等により事務局体制を強化し、その上で、自立を促していく予定である。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.5.3 松代歴史文化の発信・誘客 （報告書 129～130 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○交付要領の見直し 「NPO 法人夢空間松代のまちと心を育てる会事業補助金交付要領」が規定されているものの、そこに上限額の定めはなく、当該 NPO 法人との協議によって上限額を決定し、さらに新規事業に対しては別途の上限額を設けている。また、要領には対象経費を積み上げて金額を決定することとされているが、実際にはその過程をとっていない。よって、交付要領が規定されているものの形骸化しているといえる。</p> <p>交付要領は、補助金の申請や交付決定、実績報告による効果の測定が適切になされるように、対象経費、補助率、限度額など補助金交付にあたって必要な事項を盛り込んで規定すべきであり、そのような交付要領に則り補助金の交付がなされるべきである。</p> <p>○補助対象事業費の実績把握 平成 27 年度収支決算書は特別会計も含めたすべての事業の合算となっており、予算書のように委託管理事業と指定管理事業とが分けられていない。この収支決算書では、本補助金の対象となる事業の収支が判明せず、本補助金の効果の検証や必要性の判断が困難となる。</p> <p>予算書においても決算書においても、本補助金の対象経費が明確にわかるように記載されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> <p>3.5.4 長野市善光寺表参道ガイド協会負担金 （報告書 133 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○事業報告書及び決算書の保管 交付決定通知において事業報告書及び決算書の提出を求めているものの、担当課では支出帳票類とともに一連の資料として保管されていない。市が負担金を支出している以上、負担金がどう使われているか、本当に必要な金額であったか等を検証するために、入</p>	<p>指摘のとおり、要領を遵守した手続きを行うよう改善する。また、松代観光戦略補助金の記述で示す組織の整理等を踏まえて要領の見直し等を検討したい。</p> <p>指摘の事項に関しては、NPO法人夢空間 松代のまちと心を育てる会に対し、指導・指示しており、平成28年度から改善を図っている。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> <p>指摘のとおり、書類の保管・管理を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>手した当該協会の事業報告書及び決算書の適切な文書管理が求められる。</p> <p>○交付額査定の根拠について 本補助金の申請書に添付されている「ガイド実施見込み」においては、ガイドによる見込み収入が 1,310 千円となっているが、平成 27 年度予算書には、参加料（ガイド料見込）が 150 千円と記載されており、金額が大きく乖離し、整合性がとれていない。補助金の交付決定に当たっては前年度の決算書の内容も考慮した、現実的かつ信頼しうる予算書に基づいてなされるべきであり、本補助金のケースにおいても予算要求の段階で、現実的かつ信頼しうる数値をもとに協議がなされるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> <p>3.5.5 広域観光協議会負担金 （報告書 135 ページ） （意見）</p> <p>○参画対象協議会の選定 観光ニーズが多様化する中で、長野市単独での事業展開や誘客には自ずと限界があることから、近隣市町村だけでなく広域的な連携による相乗効果を期待し、協議会の設立趣旨に基づき、会員同士の連携を進め、情報発信の強化、連携コンテンツの開発、キャンペーンの共同実施等により観光誘客に努めているものである。</p> <p>しかしながら、構成員が重複している協議会や、事業内容が類似している協議会、高い誘客効果があるとは思えない協議会がある。それぞれの協議会の活動状況や事業効果を検証し、必要な協議会にのみ参画すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p>	<p>指摘のとおり、予算・決算書及び実績報告書等書類を精査し、ガイド協会と協議の上負担金額を決定するとともに交付手続きを行うよう徹底する。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> <p>協議会の活動については、構成員や事業内容の増減など、毎年一定ではない部分もある。今年度の活動内容も含め、これまでの事業内容や事業効果を改めて検証し、引き続き参画すべきかどうか検討する。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.5.6 観光コンベンションビューロー運営補助金 (報告書 137 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○同一目的補助金の一元管理 本補助金の交付先であるながの観光コンベンションビューローのほか、市の観光振興を担う団体として4つの観光協会がある。これらの観光協会の中には、観光・コンベンション事業助成金として運営費も含めて交付されている団体もある。同じ運営費でありながら、本補助金の交付先とそれ以外の4つの観光協会とでは別の補助金制度で交付している。4つの観光協会においても運営費を補助する必要があるならば、これらの運営費は同一の補助金制度において、交付要綱を制定のうえで一元的に管理し、交付すべきである。 (観光振興課)</p> <p>3.5.7 観光・コンベンション事業助成金 (報告書 139～140 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○交付要綱の制定 本補助金については交付要綱が制定されていない。本補助金は複数の交付先に対して交付しており、公平性を保つことが求められる。補助金の交付にあたっては、補助金の目的、対象経費、補助率、交付条件、必要書類などを交付要綱で明確に制定し、これに則るべきである。</p> <p>○事業費補助への転換 本補助金の交付先は5件あるが、ながの観光コンベンションビューロー以外の市内4つの観光協会の中には、事業費のみならず運営費も含めた額に対して本補助金を交付している団体もある。 しかしながら、本来、補助金はその年度の補助対象事業における事業経費のうち必要な額を交付するものであり、運営費とは明確に区別する必要がある。また、運営費については団体の自主財源に基づくように促していくべきであるが、各観光協会が実施する事</p>	<p>ながの観光コンベンションビューロー及び4観光協会への事業費補助にあつては、観光振興に資する事業経費のうち予算の範囲内で補助金により支援することとしており、交付申請時に予算書とともにその根拠となる予算見積書を提出させ、その内容を精査する中で妥当性を検証し、補助金を交付している。</p> <p>ながの観光コンベンションビューローにあつては、長野市の出捐により設立した公益団体であり、精算を前提として運営費も補助金として交付している。しかし、観光協会によっては、運営費と管理費の区分が不明瞭な場合があることから、補助対象経費の明確化を定める要綱等の制定を進めていく。また、各団体に対して、自主財源確保についての努力を促していく。 (観光振興課)</p> <p>ながの観光コンベンションビューロー及び4観光協会への事業費補助にあつては、観光振興に資する事業経費のうち予算の範囲内で補助金により支援することとしており、交付申請時に予算書とともにその根拠となる予算見積書を提出させ、その内容を精査する中で妥当性を検証し、補助金を交付している。</p> <p>しかし、観光協会によっては、運営費と管理費の区分が不明瞭な場合があることから、補助対象経費の明確化を定める要綱等の制定を進めていく。また、各団体に対して、自主財源確保についての努力を促していく。 (観光振興課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>業の公共性に鑑みて運営費を補助する必要があるならば、補助内容を検討して必要最小限とすべきである。</p> <p>このように、各観光協会において事業費と運営費を明確に区別し、それぞれの必要最小額を補助金として交付することができるよう、観光コンベンションビューロー運営補助金と本補助金をあわせて制度を見直すべきである。そのうえで、前述のように交付要綱を制定し、これに則るべきである。</p> <p style="text-align: right;">（観光振興課）</p> <p>3.5.8 土地改良事業団体補助金 （報告書 143 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○補助金算定根拠の見直し</p> <p>市内では近年、都市化が進んだことにより、これまで農地だった地域が住宅地になるなど、土地改良区が管理している水路等が住宅地を流れ、雨水排水や防火、親水など多面的機能を担っている。そのため、これらの維持管理を土地改良区のみを負担とせず、市も応分の負担をすべきであると考えられる。</p> <p>しかしながら、各土地改良区においては補助金額の数倍から数十倍もの多額の一般会計繰越金があり、金額的な側面からは補助金がなくても事業が可能であり、補助金を交付する必要はない。本来、補助金はその年度の事業において必要な額を交付するものであり、将来のために繰り越すためのものではない。</p> <p>以上から、本補助金がなくても、あるいは、土地改良区の公共性に鑑みて運営に支障を来さない最小限の補助金で運営が可能であると考えられる。補助金がどうしても必要であるならば、各土地改良区の予算書だけではなく、近年の一般会計繰越実績額を考慮し、現行よりも低額かつ必要最小限の金額となるようにすべきである。具体的には、現状では定額＋面積割で算定される運営費補助であるため、事業費補助として実際の維持管理費に応じるように算定根拠を見直す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（農業土木課）</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>① 各土地改良区に繰越金が生じている理由は、通常の維持管理費に充てるべき「賦課金（組合費）」とは別に、農地転用の際に組合員が支払う「決済金」や、所有地等の貸付による「賃貸料」など、臨時的な収入が発生したことによるものである。本件補助金の交付においては、各土地改良区から事前に維持管理計画を、また、事後に活動報告の提出を求めており、目的に合った活動に充てられているものとする。</p> <p>② 市内の土地改良施設は建設から相当の期間が経過しているため老朽化が進んでおり、今後、改修や更新に多額の費用を要するため、繰越金は将来に向けて留保しているものである。</p> <p>③ 維持管理活動への補助金交付算定については、土地改良区毎の水路延長や作業頻度、従事者数、作業内容などを考慮すれば、現行の算定方法が合理的であるとする。</p> <p style="text-align: right;">（農業土木課）</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況												
<p>3.5.9 農業者育成（新規就農者支援事業） （報告書 146 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○事業内容の見直しについて</p> <p>本補助金は、国の青年就農給付金を基本にしながらも、市独自の補助金として、新規就農者を支援するものであるが、国の青年就農給付金は親元就農者に対する交付要件が厳しく、交付を受けられないこともあるため、本補助金で補完する形となっている。しかしながら現行の制度では、親元就農者以外の新規参入就農者も支援するものとなっているため、国の青年就農給付金を受けられなかった親元就農者を支援するという目的に沿うように事業内容を見直すべきである。</p> <p>（農業政策課）</p> <p>3.5.10 緩衝帯維持管理支援事業補助金 （報告書 149 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○補助内容の見直し</p> <p>緩衝帯の維持管理には、実施団体にも応分の負担が必要となる。また中山間地域の高齢化・人口減少により作業を行う参加者の確保が困難なため、維持管理の取組みに苦慮しているのが現状である。緩衝帯の維持管理が適切に実施されるようにすべきであり、緩衝帯整備の申請段階での説明を徹底し、地域住民による場合の補助率を引き上げるなど、補助内容の見直しを検討すべきである。また、高齢者が多い団体においては補助金のみによる支援では限度があると考えられることから、補助金以外の新たな支援策も検討すべきである。</p> <p>（いのしか対策課）</p>	<p>事業内容の見直しについては、平成 29 年度において国の青年就農給付金制度が見直されたことも踏まえ、新規就農者への支援に関する市独自の事業内容を検討するため、他市の状況を調査する。</p> <p>（農業政策課）</p> <p>緩衝帯維持管理の実施面積が低調なことから、当面は、維持管理の必要性を理解していただくため、あらゆる機会を捉え関係住民に対し周知を図り、現行補助制度の活用を促すとともに、補助内容の見直し及びその他の支援策等を検討する。</p> <p>（いのしか対策課）</p> <p>（参考）</p> <table border="1" data-bbox="833 1514 1120 1747"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>0.67ha</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1.36ha</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>実施なし</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>0.79ha</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>0.53ha</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施面積	24	0.67ha	25	1.36ha	26	実施なし	27	0.79ha	28	0.53ha
年度	実施面積												
24	0.67ha												
25	1.36ha												
26	実施なし												
27	0.79ha												
28	0.53ha												

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.5.11 長野市商業振興事業補助金 (報告書 152 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○制度の周知</p> <p>それぞれの商店街のニーズに合った補助を実施することで商店街が活性化するように、複数のメニュー（長野市商業振興事業補助金、商店街イベント事業補助金、商店街環境整備事業補助金など）を用意しており、ある程度の予算を確保している。それぞれの補助金制度の交付件数や交付額は年度によって増減があるものの、全体としては継続した需要があり、商店街活性化に一定の効果があるといえる。</p> <p>本補助金制度においても、交付額実績が減少傾向にあるものの、メニューのひとつとして継続していくことは必要であると考え。しかしながら、商店街マップ作成事業補助金については、交付実績のない年度があるなど、これまでの利用頻度が低いことや、ごく一部の商店街のみが利用している実態から、制度の周知を図ることが必要である。 (産業政策課)</p> <p>3.5.12 大規模集客イベント事業補助金 (報告書 154～155 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○他の補助金との相乗効果（複数担当課での連携）</p> <p>本補助金の交付対象である大規模イベントの中には、市民や市外県外の観光客が期待するイベントであるという点において観光振興課における観光まつりに該当するイベントがあるとも考えられる（善光寺花回廊ながの花フェスタ）。本補助金と観光まつり補助金の目的は異なるものの、参加する市民や観光客はその目的の違いを認識して参加するわけではなく、いずれも共通して大きなイベントであるという認識であると思われる。</p> <p>行政においては、観光振興と商店街団体の商業振興では目的が異なることから、それぞれの目的に沿うように補助金制度が整備されることはもっともなことである。一方、両者は密接に関係しているものであり、担当課</p>	<p>商店街マップ作成事業補助金について、商店街に対して制度の周知を図っていく。 (商工労働課) 【旧 産業政策課】</p> <p>大規模集客イベント事業については、観光まつりとの相乗効果を図るために、イベント日程の情報を集約化し、開催情報を共有しながら今後の連携を検討していく。 (商工労働課) 【旧 産業政策課】</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>をまたいでお互い連携し、効果を高めていくことが必要と考えられる。大規模イベントと観光まつりが、これまで以上に市内商業活動の活性化、誘客等で相乗効果を図れないかという観点で、事業内容を検討していくべきである。</p> <p style="text-align: right;">（産業政策課）</p> <p>3.5.13 商店街イベント事業補助金 （報告書 157 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○複数担当課での連携と見直し</p> <p>観光振興と商業振興では目的が異なるが、両者は密接に関係しているものであり、担当課をまたいでお互い連携し、効果を高めていくことが必要と考えられる。</p> <p>観光まつり補助金の交付対象となっているまつりの中でも、合併地区のまつり・イベントには地域振興的な性格のものが多くあることから、観光振興と商業振興の間で相乗効果を図れないかという観点で、事業内容について検討していくべきである。</p> <p style="text-align: right;">（産業政策課）</p> <p>3.5.14 商工団体育成補助金 （報告書 160 ページ）</p> <p>（意見）</p> <p>○交付規準の明確化</p> <p>本補助金は各商工団体の運営費補助金であり、各商工団体は市の産業振興に欠かせない存在であることから、必要性はあるといえる。しかしながら、統一的な交付要綱が制定されていないため、算定根拠が各団体によって異なり、公平性の観点からも課題がある。</p> <p>補助金の交付にあたっては、その目的、対象経費、補助率、交付条件、必要書類などを交付要綱等にて明確に規定する必要がある。</p> <p>また、本補助金は各商工団体の運営費補助金であり、事業費補助への転換は困難であると考えられるが、今後もその可能性について継続して検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（産業政策課）</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>商店街イベント事業補助金について、観光振興部門等と連携し、相乗効果を図るために、平成 29 年度よりイベント日程の情報を集約化し、開催情報を共有しながら今後の連携を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（商工労働課） 【旧 産業政策課】</p> <p>算定根拠を明確にするための交付要綱制定に向けて引き続き検討する。</p> <p style="text-align: right;">（商工労働課） 【旧 産業政策課】</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.5.15 雇用対策補助金 (報告書 163 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○職業訓練事業運営費補助金における交付要綱等の制定</p> <p>職業訓練事業運営費補助金においては、長野地域職業訓練協会が運営する全 2 施設のみを交付対象としており、人件費相当額を補助することとされてきたことから、交付要綱は制定されていない。</p> <p>しかしながら、対象経費や算定根拠などが不明確であることや、補助金の検証に必要な書類が入手されていないことなどから、交付要綱等を制定して必要事項を明確にすることが望まれる。</p> <p>これにより、補助金の必要性や有効性などの検証、また、各年度に必要最低限の補助金交付が可能となり、効率的な支出につながると考えられる。</p> <p>(産業政策課)</p> <p>3.6.1 長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会補助金 (報告書 167 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○交付要領における補助対象経費の規定</p> <p>協議会の下部組織である地区団体において、「地区協議会交付金」として交付された補助金の使途で「会議費としての居酒屋への支払い」「協議会が主催する懇親会出席費用の支払い」「委員会行動費として、出席した委員への一律金員の支払い」が見受けられた。</p> <p>現行の「長野駅東口地域街づくり事業補助金交付要領」では、補助金対象事業とする協議会及びその下部組織団体の運営事業について、その使途を明確に規定していないが、各団体の作成する「現金出納簿」では「交付金は懇親会費に使用しないこと」と定めており、補助金の趣旨からも、(類似を含む)懇親会費用の支払いや構成員への金員の支払いは望ましいとはいえない。同交付要領で、補助金の対象事業、使途を明確に定め、目的に沿った執行とモニタリングが今後望まれる。</p> <p>(駅周辺整備局)</p>	<p>対象経費や算定根拠を明確にするための交付要綱等の制定に向けて検討する。</p> <p>(商工労働課) 【旧 産業政策課】</p> <p>長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会補助金のうち地区協議会交付金について、長野駅周辺第二土地区画整理事業の区域内で街づくりを推進するための活動費用として、下部団体（6 地区）へ交付しているものである。</p> <p>今回の指摘については、協議会の運営事業に関し、その使途基準を明確に規定していなかったことが原因であった。</p> <p>平成 29 年度からは、現行の要領を見直し、地区交付金の対象経費を明確化することとした。</p> <p>また、下部団体である地区役員に対し、交付金の適切な執行について指導し、あわせて年度途中に執行状況を十分把握することで改善を図って行く。</p> <p>(駅周辺整備課) 【旧 駅周辺整備局】</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金 (報告書 170 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○定額渡し切り補助金の見直し</p> <p>本補助金は、「均等割」と「通過延長割」の合計一定額を「前払金」として各対策委員会に交付する形式を採用しているため、「長野市補助金等交付規則」に則り、実績報告及び用途明細報告の市への提出は現在不要となっている。このため実質的に「定額渡し切り」の補助金となっている。同交付規則で「前払金」について実績報告不要とする主旨は、用途が交付時点で具体的かつ明白であるためであるが、本補助金については交付時点で用途に具体性はないことから、一定額の前払金交付を定めている交付要領自体の見直し、もしくは、市として実績報告を求めることが必要と考えられる。加えて、交付要領自体は北陸新幹線建設前に制定されたものであるため、建設後の現在の対策委員会活動に則して、交付要領を全体的に見直すことが望ましい。</p> <p>(交通政策課)</p>	<p>均等割と通過延長割の一定金額を前払いにより交付し、毎年度の活動終了後は、事業報告書、決算書を提出するようになっていたが、具体的な用途を確認するための領収書等の添付は義務付けていなかった。</p> <p>また、担当課において、監査を行う旨の規定もされていなかった。</p> <p>鉄道・運輸機構を交えた北陸新幹線建設に対する地元要望事業の進捗を確認する会議は定期的に行ってきた。</p> <p>平成 29 年度の補助金に関し、指摘事項を踏まえ、地区対策委員会と協議したところ、騒音対策や果樹の補償など、新幹線建設後の事業も一段落したことから、地区対策委員会としては、平成 29 年度から補助金の交付申請を行わない旨の意向であることが確認できた。</p> <p>そのため、市としては、近日中に補助金交付要領を廃止する予定である。</p> <p>(交通政策課)</p>
<p>3.6.3 国・県道整備期成同盟会補助金 (報告書 173 ページ)</p> <p>(意見)</p> <p>○補助金額算定基準の見直し</p> <p>補助金は、予算に基づき必要な金額を上限として交付すべきであるが、本補助金交付団体の一部では、その予算執行率の低さ（予算金額の形骸化）から、必要な補助金額が交付されているとは判断し難い状況にある。市でも既に団体の状況を鑑みて減額交渉を開始し、一部団体で毎期段階的に減額して対応している状況にあるが、段階的な毎期の減額では、「必要額のみを交付する」という主旨としては不十分である。</p> <p>各団体では、実効性のある予算に基づき毎期補助金を交付申請し、市では、各団体間の公平性に配慮しつつ、その予算の範囲で必要額のみを補助金として交付することが望ましい。加えて、予算の実効性や補助金の必要</p>	<p>各同盟会事務局に包括外部監査の結果について通知するとともに、補助金交付要領の趣旨に沿って補助金が活用されるよう周知した。</p> <p>併せて、活動内容を確認し補助金額の見直しを行う。</p> <p>(道路課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>額を検討する上で、各団体の総会資料からもう一步踏み込んで、支出内容について精査することが望ましい。</p> <p>(道路課)</p>	